

○遊佐町中小企業技術者養成研修補助制度要綱

平成13年3月27日

告示第34号

遊佐町中小企業技術者養成研修補助制度要綱（平成3年3月25日告示第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、遊佐町に本社及び支社を有する中小企業の技術力の向上を図るため、中小企業者が、研修会を開催し又は従業員を研修に参加させる場合に交付する補助金に関し、遊佐町補助金の交付に関する規則（昭和44年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平20告示80・平26告示11・令3告示145・一部改正）

（補助対象者）

第2条 補助対象となる者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者のうち製造業、建設業及び運輸業とする。

（令3告示145・一部改正）

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象とする事業は、次の各号に該当する事項とする。

- （1） 業務上必要な資格の取得
- （2） 業務上必要な技術の研修への参加及び研修会の開催
- （3） その他技術向上等を図るために町長が適当と認めた研修

（補助金）

第4条 前条各号の事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、研修に参加する場合は受講料、教材費、交通費及び宿泊料の合計額の2/3以内とする（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、中小企業者1社につき年額30万円を上限とする。

3 前項の交通費及び宿泊費は、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和45年

条例第14号)の適用を受ける職員の旅費の範囲内で実費とする。

(平22告示21・令3告示145・一部改正)

(研修計画及び認定)

第5条 補助金の交付を申請する者は、あらかじめ中小企業技術者養成研修補助認定申請書(様式第1号)に開催要項その他必要書類を添付の上、町長に提出し、補助対象の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の書類の提出があつたときは、その内容を審査し、中小企業技術者養成研修補助認定書(様式第2号)により、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する内容の審査については、事業担当課において審査することとし、第3条各号に規定する事項への該当の可否の判断が困難な場合に限り、認定審査会において審査するものとする。

4 前項に規定する認定審査会の構成員は、産業課長、商工振興担当係長及び商工会担当者とする。

(平26告示11・全改)

(実績報告)

第6条 資格の取得又は研修を終了した者は、規則で定める補助金等交付申請書及び中小企業技術者養成研修実績報告書(様式第3号)並びにその旨を証する書面を添付の上、町長に提出するものとする。

(平26告示11・全改)

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に基づき実績報告書の提出を受けたときは、内容を精査の上、補助金の交付を決定し、速やかに規則で定める補助金等交付指令書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(平24告示73・平26告示11・一部改正)

(決定の取消)

第8条 町長は、申請者が、次の各号の一に該当する時は、補助金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業実施の方法が不相当と認められたとき。

(平26告示11・一部改正)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第27号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月29日告示第80号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月19日告示第21号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月1日告示第73号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月1日告示第11号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年7月28日告示第145号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年8月30日告示第153号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各要綱の規定による様式とみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

遊佐町長

殿

住 所
名 称 及 び
代 表 者 氏 名
(TEL)
事 務 担 当 者 名
資 本 金 額
従 業 員 数

中小企業技術者養成研修補助認定申請書

下記のとおり、遊佐町中小企業技術者養成研修補助要綱第5条第1項の規定により認定申請いたします。

記

- 1 研 修 名
- 2 研 修 期 間
- 3 研 修 場 所
- 4 主 催 場 所
- 5 研 修 内 容
- 6 受講料又は講師住所
氏名及び講師料
- 7 研修参加者及び役職名
- 8 添付書類
研修要項等

※職員記入欄

申請者以外の方が提出した場合 氏名	
申請者又は提出者の本人確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

殿

遊佐町長

中小企業技術者養成研修補助認定書

年 月 日付けで提出された遊佐町中小企業技術者養成研修について、遊佐町中小企業技術者養成研修補助制度要綱第5条第2項により、認定しましたので通知いたします。

記

- 1 研 修 名
- 2 研 修 期 間
- 3 研 修 場 所

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

遊佐町長 殿

住 所
名 称 及 び
代 表 者 氏 名
(TEL)
事 務 担 当 者 名

中小企業技術者養成研修実績報告書

年 月 日 第 号で認定を受けた事業について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 研 修 名
- 2 研 修 期 間
- 3 研 修 場 所
- 4 主 催 者
- 5 研 修 参 加 者
及 び 役 職 名
- 6 補 助 金 交 付 申 請 額 金 円
(明 細)

区 分	補助対象金額 (円)	補助金交付申請額 (円)	備 考
講 師 料			
受 講 料			
交 通 費			
宿 泊 料			
計			

- 7 添 付 書 類 (資格取得したことを証する書面)
(研修を終了したことを証する書面)
(講師の領収書の写し)

※職員記入欄

申請者以外の方が提出した場合 氏名	
申請者又は提出者の本人確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()

